

ID: 11

担当部署: 企画部 情報システム課

処分の概要	登録の抹消		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則 第11条		
例 規 番 号	平成14年規則第8号		
【根拠条文】 (登録の抹消) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者に係る登録を抹消するものとする。 (1) 登録者が、市長に対し登録の抹消の申出をしたとき。 (2) 第9条の規定による登録の有効期間を経過したとき。 (3) 登録者が、登録の対象でなくなったとき。 (4) 登録者が、偽りその他不正の手段により登録をされたとき。 (5) 登録者が、この規則の規定又は市長の指示に違反したとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が予約システムの管理上必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日